

教育委員会告示第9号

四日市市通学路交通安全推進会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月21日

四日市市教育長 廣瀬 琢也

四日市市通学路交通安全推進会議設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市通学路交通安全推進会議設置要綱（平成26年教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（組織及び委員） 第4条 推進会議は委員をもって組織し、会長及び副会長をおく。 2 委員は<u>育ち支援課長</u>、道路管理課長及び道路維持課長をもって充てるほか、次に掲げる組織に属する者のうちから、必要に応じて任命又は委嘱する。 （1）から（6）まで （略） （事務局） 第8条 推進会議の事務局を四日市市教育委員会事務局<u>育ち支援課</u>におく。 2 推進会議の総合調整は四日市市教育委員会<u>育ち支援課</u>において行う。	（組織及び委員） 第4条 推進会議は委員をもって組織し、会長及び副会長をおく。 2 委員は<u>指導課長</u>、道路管理課長及び道路維持課長をもって充てるほか、次に掲げる組織に属する者のうちから、必要に応じて任命又は委嘱する。 （1）から（6）まで （略） （事務局） 第8条 推進会議の事務局を四日市市教育委員会事務局<u>指導課</u>におく。 2 推進会議の総合調整は四日市市教育委員会<u>指導課</u>において行う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。